



正副会長の活動状況

— 会務報告 —

日本弁理士会副会長

米山 尚志

1. はじめに

令和6年度日本弁理士会副会長を務めております米山尚志です。昨年度から引き継がれた『将来の安定性を確保するための礎を築きます!』というスローガンのもと、鈴木会長2年目の副会長として会務に取り組んでいます。

私の主な担当は、「綱紀委員会」、「財務委員会」、「業務対策委員会」、「北陸会」、及び「会員登録・登録審査会」であり、これらの活動状況について概要をご報告いたします。

2. 会務報告

【綱紀委員会】

綱紀委員会は、弁理士から選任した委員と弁理士以外の者から選任した外部委員とによって組織され、会員に対する処分案件について処分理由（会則第49条第1項）に該当する事実の有無について調査（本会の秩序又は信用を害した否かの評価を含む）する委員会です。会長からの請求により調査を開始し、調査結果を書面で会長に報告します。開始時期や内容によっては、年度を跨いで継続される案件もあります。

【財務委員会】

財務委員会は、①日本弁理士会の財政に関する調査・研究、②日本弁理士会の予算制度、会計処理制度及び財産管理制度の調査研究並びに審議立案、③日本弁理士会の財政全般に関する事項の調査研究並びに審議立案を職務権限とする委員会です。

今年度は、(a)「役員報酬の取り扱いについての検討」、(b)「会員の出張に係る旅費の支払いに関する運用指針の改定の検討」を進めていただいています。(b)の目的は、オンライン会議からリアル会議への移行に伴って生じている現状の課題や予想される将来の課題への対処です。

【業務対策委員会】

業務対策委員会は、弁理士及び弁理士法人でない者が弁理士の専権業務を行う「いわゆる非弁行為」に対する対応を行う委員会です。具体的には、会員の皆様からの情報提供や業務対策委員会の自発的な調査によって、非弁行為の疑いのある事案を見つけ出し、疑義者及び疑義行為の詳細を特定し、疑いが晴れない場合には疑義者に対し是正を求めていきます。悪質な事案には、刑事告発も視野に入れて対応します。

今年度は、(a)「事務所名称に関するガイドラインの検討及び提言」、(b)「AIを用いた商標登録出願ほか特許庁に対する手続の支援サービスと弁理士法第75条との関係の検討及びガイドラインの作成」を進めていただいています。(b)の目的は、AIが非弁行為と結びつきやすい実状に鑑み、非弁行為か否かを判断する際の一つの指針を定めることです。

【北陸会】

北陸会は、新潟県、富山県、石川県、福井県の北陸4県で構成されています。

他の地域会とは事情が異なり、北陸会の各県を管轄する経済産業局が、新潟県は関東経済産業局、富山県と石川

県は中部経済産業局、福井県は近畿経済産業局と分かれています。関東経済産業局の所在地は埼玉県（関東会）、中部経済産業局の所在地は愛知県（東海会）、近畿経済産業局の所在地は大阪府（関西会）であり、何れも北陸会以外の府県にあります。

日本弁理士会は、特許庁・INPIT・日本商工会議所と連携して知財経営支援ネットワーク（4者連携）を形成して「知財経営支援モデル地域創出事業」を本年度から新たにスタートしています。その知財重点支援エリアとして、青森県、石川県、神戸市の3地域が選定されました。北陸会が石川県での事業を行う際に、愛知県を所在地とする中部経済産業局と円滑に連携できるようにバックアップいたします。

【会員登録・登録審査会】

新規弁理士登録、付記登録及びそれらの抹消登録、さらに、事務所名称登録、弁理士法人設立等の申請がなされた場合、毎週行われる執行役員会において、その審査を行い、承認されれば登録されます。特に、弁理士試験合格者等に対して行われる実務修習の終了後には、多くの新規弁理士登録申請があります。登録審査会は、役員会において弁理士の登録申請に際し登録拒否相当と判断された申請者や登録抹消すべきと判断された会員を審査する機関であり、必要に応じて不定期に開催されます。

3. おわりに

4月から始まった任期の約半分が経過しましたが、昨年度の次年度会務検討委員会において計画した事業の全てが順調に進んでいるわけではありません。引き続き全力で会務に取り組みますので、ご指導、ご鞭撻のほど宜しくお願い申し上げます。